

— 先進技術の 確実な整備のために —

令和2年4月より、特定整備制度が施行します



令和2年4月1日より、

“カメラなどの取り付けられた
フロントガラスの脱着”

を行うには、法律(道路運送車両法)により

国の許可(認証)を受けていること

脱着後にカメラの調整を行うこと

が必要となります。



複眼カメラ
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)



● 自動車ガラス修理業者のみなさまへ ●

令和2年4月1日より、**特定整備制度**（電子制御装置整備が新たに追加）が始まり、衝突被害軽減ブレーキなどのカメラ、レーダーに関する作業を行うには、**国の許可（自動車特定整備事業の認証）が必要**となります。

また、作業を行った際には、「特定整備記録簿」に整備の概要（整備箇所と内容）を記載し、自動車の使用者に交付することが必要となります。



対象となる作業について

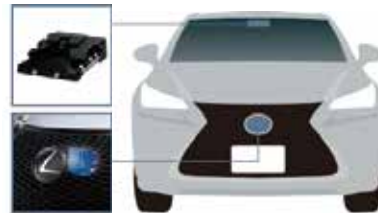
スキャンツールをつないでのエーミング

カメラ、レーダーの取り外し・取り付け角度の変更

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着



複眼カメラ
（スバルHPより）



カメラ・ミリ波レーダー複合型
（レクサスHPより）

など



対象となる車両について

- 車検証の情報から判読できるよう、自動車メーカーが作成したリストを公表しています。
- 国土交通省のHPから確認ください。



どうしたらいいの？

- 国の認証（右ページの基準）を受けて、自身の責任で作業をする
- 認証を受けた事業者の構内外注（下図）として作業するようにしてください



自動車特定整備事業(電子制御装置整備)の認証基準

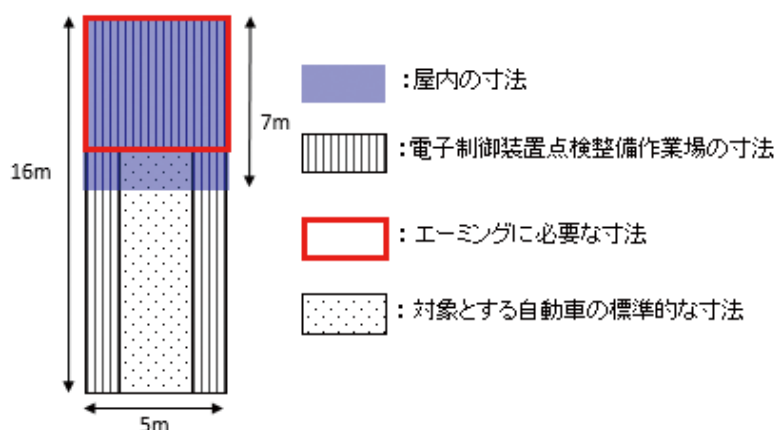
設備に関する基準

- 電子制御装置点検整備作業場
 - ※分解整備を行う事業場が備える車両整備作業場、点検作業場と兼用可能です。
 - ※完成検査場とも兼用可能です。
 - ※離れた場所にある作業場や、他の事業者との共有も可能です。
- 整備用スキャンツール
- (水平面を確認するための)水準器
- 整備要領書等の点検整備に必要な情報の入手体制
 - ➔ FAINESへの加入状況や自動車メーカーから個別にCDを購入している等で可能です。

従業員に関する基準

- 2名以上、うち1名は『一級自動車整備士(二輪を除く)』又は『一級二輪自動車整備士、二級自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士であって、国が定める講習を受講した者』
- 従業員に対する、自動車整備士数の割合が1/4以上であること

普通自動車(大型)の例



電子制御装置点検整備作業場のイメージ

標識について

自動車ガラス修理事業者の方(エンジンの取り外しなどは行わない方)で認証を受けた方は、橙黄色の標識を事業場に掲げることとなります。

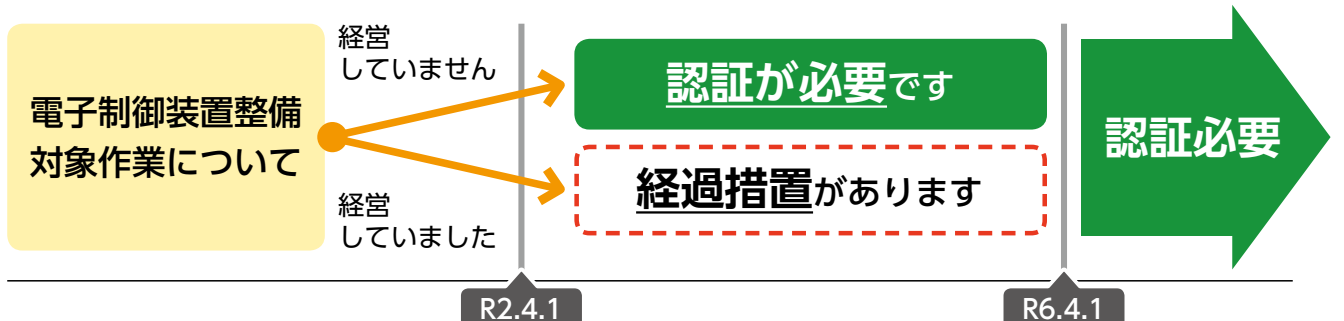


整備士資格のある人がいないのですが、どうしたらいいですか

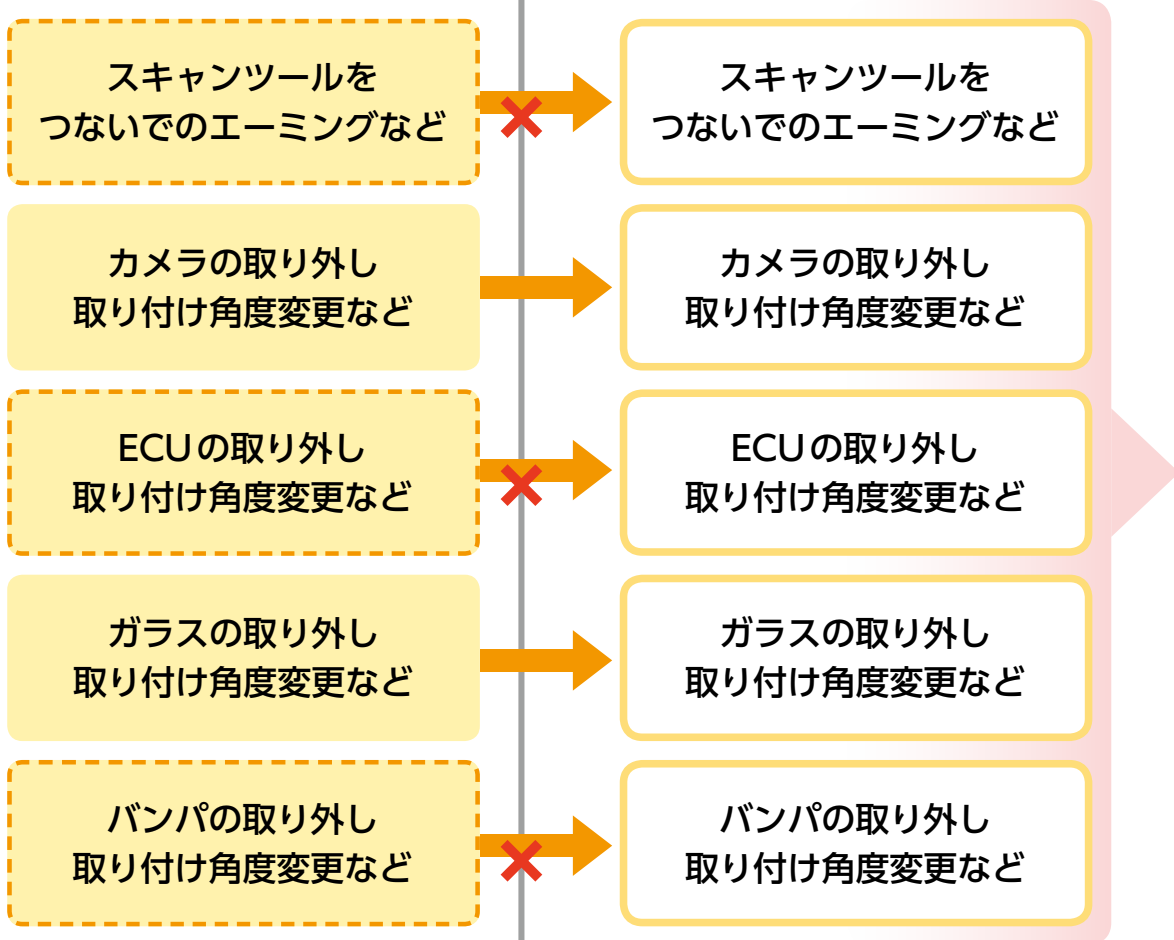
- エーミング作業を行っていた経験を「自動車電気装置整備士」の実務経験として認め、資格の習得をしやすくしています
- 詳細については、最寄りの運輸支局等に問い合わせください

● 新たな認証をとるまでに…… ●

○ 施行から4年間の“経過措置”があります。



経過措置期間中に行える作業は、施行の際(R2.4.1)に事業として経営していた作業のみです。



経過措置期間中に認証を受けてください

特定整備制度の詳細については、国土交通省HP 又は 最寄りの運輸支局等まで

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html

